

別 表

項 目	措 置 要 件	対象地域	期 間
1 虚偽記載	市発注契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、入札参加資格要件確認申請書、入札参加資格要件確認資料その他の契約締結前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	宇都宮市内	1 か月以上 6 か月以内
2 粗雑等	(1) 市発注契約の履行に当たり、次の事項に該当する場合、又は過失により粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) ア 検査の結果、成績が不良のとき。 イ 現場管理が不良のため、公衆に危害又は迷惑を及ぼす恐れがあり、指摘にもかかわらず改善しないとき。 ウ 物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為があったと認められるとき。	宇都宮市内	1 か月以上 6 か月以内
	(2) 市発注以外の契約(以下「一般契約」という。)の履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	栃木県内	1 か月以上 3 か月以内
3 契約違反	市発注契約の履行に当たり、次の事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 正当な理由がなく履行期限内に完了しないとき。 イ 本市職員が行う監督又は検査の執行を妨げたとき。 ウ その他契約に違反したとき。	宇都宮市内	1 か月以上 4 か月以内
4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	(1) 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	宇都宮市内	2 か月以上 6 か月以内
	(2) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	栃木県内	1 か月以上 6 か月以内
5 安全管理措置の不適切により生じた関係者事故	(1) 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	宇都宮市内	1 か月以上 4 か月以内
	(2) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	栃木県内	1 か月以上 2 か月以内

項 目	措 置 要 件	対象地域	期 間
6 贈 賄	(1) 次に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でアに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	宇都宮市内	4 か月以上 12 か月以内
	(2) 次に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人		3 か月以上 9 か月以内
	(3) 次に掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等		2 か月以上 6 か月以内
		栃木県内	3 か月以上 9 か月以内
			2 か月以上 6 か月以内
			1 か月以上 3 か月以内
		全都道府県	3 か月以上 9 か月以内
			1 か月以上 3 か月以内

項 目	措 置 要 件	対象地域	期 間
7 独占禁止法違反行為	(1) 市発注契約の履行に当たり，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反した場合で，次の各号のいずれかに該当したとき。 ア 排除措置命令を受けたとき。 イ 課徴金納付命令が出されたとき，但し改正前の独占禁止法（以下「旧法」という。）に基づく課徴金納付命令の場合は，当該課徴金納付命令が確定したとき。 ウ 刑事告発がなされたとき。 エ 有資格者である法人の代表者，有資格業者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人，使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑で逮捕されたとき。	宇都宮市内	4 か月以上 24 か月以内
	(2) 一般契約の履行に当たり，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反した場合で，次の各号のいずれかに該当したとき。 ア 排除措置命令を受けたとき又は旧法に基づく排除勧告の応諾を拒否し審判中のものは，違反があった旨の審決が出たとき。 イ 課徴金納付命令が出されたとき，但し旧法に基づく課徴金納付命令の場合は，当該課徴金納付命令が確定したとき。 ウ 刑事告発がなされたとき。 エ 有資格者である法人の代表者，有資格業者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人，使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑で逮捕されたとき。	全都道府県	3 か月以上 12 か月以内
8 談合等	(1) 市発注契約の履行に当たり，代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が，談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	宇都宮市内	4 か月以上 24 か月以内
	(2) 一般契約の履行に当たり，代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が，談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	全都道府県	3 か月以上 12 か月以内

項 目	措 置 要 件	対象地域	期 間
9 不正又は不誠実な行為	(1) 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合で業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 脱税の容疑により告発されたとき。 イ 経営等に関する詐欺行為、脅迫行為、暴力行為等を行ったとき。 ウ 暴力等により入札妨害を行ったとき。 エ 落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。 オ 落札者の契約の締結又は履行を妨げたとき。 カ 建設業法の規定に違反したとき。 キ 不当介入を受けた際の通報報告義務を怠ったとき。 ク その他、業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。	関東各都県	1 か月以上 9 か月以内
	(2) 第 1 項から第 9 項(1)までに掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者の役員が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され契約の相手方として不適當であると認められるとき。		
10 暴力団関係	(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。	全都道府県	6 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(2) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用するなどしていると認められるとき。	全都道府県	4 か月を経過し、かつ改善されたと認められるまでの期間
	(3) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。		
	(4) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。		
	(5) 有資格者である個人又は有資格者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。		

項 目	措 置 要 件	対象地域	期 間
11 経営不振等	(1) 営業を停止し法的整理又は任意整理を開始したとき。	全都道府県	経営の再建がなされたとみとめられるまでの期間
	(2) 使用人又は下請業者に対し、賃金又は下請代金の支払いをしなかったとき。	全都道府県	賃金又は下請代金が支払われるまでの期間

備 考

- 1 市外の本市出先機関における措置要件は、市内扱いとする。
- 2 「代表役員等」とは、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべく肩書を付した役員を含む。）をいう。
- 3 「一般役員等」とは、有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、代表役員等以外のものをいう。
- 4 別表中「対象地域」とは、次に掲げる地域とする。
 - (1) 「6 贈賄」については、贈賄行為の場所ではなく当該収賄者の所属機関の位置する地域
 - (2) 上記以外は、すべて当該事件の発生地域